



県章



平成22年
8月3日(火)
第8811号

目次

ページ

告示

- 軽油引取税の特約業者の指定取消(税務課) 2
- 同 2
- 特定計量器の定期検査の実施(産業政策課) 2

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課) 3
- 同 3
- 宅地建物取引業者の業務の全部停止(監理課) 4

正誤

- 平成22年3月31日群馬県訓令甲第2号(総務事務センター) 4

■ 告 示

◎群馬県告示第233号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成22年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 株式会社マルヤ 代表取締役 角田光枝
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 前橋市城東町3-5-3
- 3 特約業者の指定の取消年月日 平成22年5月31日

◎群馬県告示第234号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成22年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 株式会社ペトロスター関東 代表取締役 小樋義明
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 前橋市文京町2-3-3
- 3 特約業者の指定の取消年月日 平成22年6月30日

◎群馬県告示第235号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成22年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 みどり市及び桐生市
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
平成22年9月6日	午前10時～正午	みどり市東町商工会館
平成22年9月7日	午前10時～午後3時	みどり市笠懸町商工会館
平成22年9月9日	午前10時～午後3時	みどり市厚生会館
平成22年9月10日	午前10時～午後3時	桐生市黒保根支所
平成22年9月13日	午前10時～午後3時	桐生市新里商工会

平成22年9月14日	午前10時～午後3時	桐生市東公民館
平成22年9月16日	午前10時～午後3時	桐生市相生公民館
平成22年9月17日	午前10時～正午	桐生市梅田公民館
	午後1時30分～午後3時30分	桐生市境野公民館
平成22年9月21日	午前10時～午後3時	桐生市西公民館
平成22年9月22日	午前10時～午後3時	桐生市南公民館
平成22年9月27日	午前10時～午後3時	桐生市北公民館
平成22年9月29日	午前10時～午後3時	桐生市広沢公民館
平成22年9月30日	午前10時～午後3時	桐生市役所
平成22年10月7日	午前10時～午後3時	桐生市役所

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 社団法人群馬県計量協会

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年7月15日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人吹割・滝の会
- 3 代表者の氏名 桑原道良
- 4 主たる事務所の所在地 沼田市利根町追貝1番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、国指定の名勝天然記念物吹割の滝、及びその周辺に対して、整備、美化に関する事業を実施し、かつこの地域に関心をもつ不特定者を対象として交通情報、地域の情報の提供、物産の紹介、販売等の事業を行うことによって地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年7月15日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人EMネット群馬
- 3 代表者の氏名 宮田宏
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市倉賀野町字中里前4748番地7
- 5 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対して、農業、環境、健康への有用微生物群活用技術に関する情報収集発信、人材育成、流通支援の事業をおこない、人をはじめすべてのいのちを大切にすした蘇生循環型社会づくりに寄与することを目的とする。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の業務の全部の停止を命じた。

平成22年8月3日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 被処分者
 - (1) 商号 プランニング大地株式会社
 - (2) 代表者 松村元雄
 - (3) 主たる事務所 伊勢崎市太田町564番地1
 - (4) 免許証番号 群馬県知事(2)第6530号
- 2 処分年月日 平成22年7月13日
- 3 業務停止期間 平成22年8月9日から同月24日までの16日間

■ 正 誤

○訓令甲正誤

平成22年3月31日群馬県訓令甲第2号(群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第9号	3	上欄	13	「保存文庫」	「保存文庫」と
			14	「記録文庫」	「記録文庫」と

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111